

第 154 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第154回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成22年12月3日（金）19:03～19:33
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業の評価（案）等の審議

- 情報処理技術者試験事業（（独）情報処理推進機構）

2. 実施要項（案）の審議

- 日本語国際センターの施設管理・運營業務（（独）国際交流基金）

3. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（（独）情報処理推進機構）

情報処理技術者試験センター 高橋次長、企画グループ 田中グループリーダー、
実施グループ 中谷グループリーダー、鈴木調査役

（（独）国際交流基金）

日本語教育支援部 吉田次長、総務部総務課 安藤課長、経理部会計課 深野課長、
日本語国際センター教師研修チーム 阿部チーム長、平野チーム長代理
外務省広報文化交流部文化交流課 生駒外務事務官

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第 154 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人情報処理推進機構の「情報処理技術者試験事業」の事業の評価（案）等につきまして、及び、独立行政法人国際交流基金の「日本語国際センターの施設管理・運營業務」の実施要項（案）についての審議を行いたいと思います。

はじめに、「情報処理技術者試験事業」の実施状況及び事業の評価（案）の審議を行いたいと思います。

本事業につきましては、平成 21 年 4 月から平成 22 年 12 月までの 1 年 9 か月の契約期間として、「広島試験地」において、民間競争入札により事業を実施しているところでありますけれども、まずは、事業の実施状況につきまして、独立行政法人情報処理推進機構 情報処理技術者試験センター高橋次長より、5 分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋次長 情報処理技術者試験センターの高橋でございます。よろしく、どうぞお願い申し上げます。

御指名でございますので、御説明させていただきます。

今、主査から御説明がございましたとおり、情報処理技術者試験の「広島試験地」におきまして、民間競争入札を行ってまいりました。

期間は、21 年 4 月 1 日～22 年 12 月 31 日の 1 年 9 か月でございます。試験は年に 2 回でございますので、そこに書いてございますとおり、3 回実施しております。

それから、実施機関でございますけれども、株式会社 I C S コンベンションデザインでございます。

「広島試験地」の規模でございますけれども、大体 4,000～5,000 人の受験生がございます。

私どもが今回調査いたしましたのが、そこに書いてあります 4 点でございます。

調査方法につきましては、いつもちゃんと報告をいただいております。それから、民間事業者へのヒアリング、受験生の方からのいろいろなお問い合わせ、回収いたしました答案の枚数等々を通じて把握してまいりました。

調査結果でございますけれども、まず、最初の問題冊子の漏洩、それから、答案用紙の回収漏れ等々でございますが、そこに書いてございますとおり、そのような事案は全くございませんでした。当然のことながら、私どもとしても、そこに書いてございます a. b. c. のような、そういう漏洩がないようにということで、きちんと対応をさせていただいておりますし、答案回収のそういう漏れもないというようにマニュアルでちゃんとやってくださいということでお願い申し上げておまして、事業者様はきちんと対応をさせていただいたという結果であろうと思っております。

それから、ハ. 当日のクレームやトラブルでございますけれども、2～4 ページにかけて、a. b. c. d. e. というようなことで、そういうトラブルがないようにということで、民間事業者の方をお願いを申し上げ、かつ、募集をさせていただいた結果、特段大きなトラブルがなく終わっております。

それから、調査項目の最後に、実施経費でございますけれども、最終ページでございますように、1 回につきまして約 400～500 万ということでやってございます。私どもといたしましては、最終

的に、これらの状況を踏まえると、私どもIPAで、他に、市場化テストを高松等でも実施させていただいておりますけれども、特段の問題もなく、おおむねうまくいったかなと考えてございます。

以上でございます。よろしく、どうぞお願い申し上げます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、引き続き、内閣府の方から説明をお願いします。

○公共サービス改革推進室 内閣府の方から、報告をさせていただきます。

今、情報処理推進機構からございました、状況報告をもとに内閣府の評価をさせていただきました。

サービスの質で定められております、交通の便がよく、受験者数全数の収容の可能とする試験会場の確保ですとか、漏洩等の防止、不正行為の防止等につきまして定めております。そのサービスの質につきましては、特に漏洩もなく、受験者を全員収容できる場所も確保されており、各業務の実施状況においても、機構が実施したときと同様、試験問題の漏洩や不正行為のトラブルは1件もなかったことから、設定されている質は、水準を達成できているものと評価できます。

経費につきましても、落札額は1,250万となっております、従来の経費の約63%に相当し、約750万円の経費削減となって、その点も評価できます。

また、試験の安定実施に問題がなかったことによる試験実施業務を担う中国支部を廃止したことにより、地方支部の運営に係る経費が削減されたことも評価できます。

また、不正行為防止のために、受験生の少ない試験室に対して、主任監督員以外の監督員を置いたり、遅刻してきた受験生に対して、適切に対応したり、民間の創意工夫が発揮されており、この点につきましても評価できると考えられます。

以上の結果から、今後も引き続き、試験業務につきましては、民間競争入札を実施していくとともに、まだ未実施の地方支部が実施している試験地におきましても、平成22年10月から民間競争入札を実施中のほかの試験地の実施状況も踏まえつつ、民間競争入札を実施していくことを検討していく必要があると考えられます。

内閣府の評価は、以上です。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま、機構及び内閣府の方から御説明いただきましたけれども、この件につきまして、何か御意見・御質問はございませんでしょうか。

○稲生専門委員 これは、内閣府の方の評価（案）でもコメントしてよろしいですか。

○樫谷主査 はい。

○稲生専門委員 いただき報告を拝見いたしまして、基本的には、順調に実施されているということで、大変喜ばしく思っております。

内閣府さんの方の「評価について」というものの5ページ目の総括の中で、先ほど、実施経費が約6割ということで、大幅な経費削減が達成されたということで、この点を評価しているわけですが、あともう一点、次のところですけれども、「さらに」のところ、中国支部の廃止の話がございまして、支部の運営に係る経費の削減という話もあって、そういう意味では直接の事業

のコスト削減と、それから、それにかかわる部署の言ってみれば間接的なところも減ったということで、これは、逆に、数値化できないのかなと思って聞いておったのですが。例えば中国支部さんの廃止で、どれだけの人員削減みたいなものが行われたとかですね。配置がえであれば余り効果はないかもしれないのですけれども。あるいは、その面のコストみたいなものがもしわかれば、盛り込めるとよりいいのかなと思っていたのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○公共サービス改革推進室 コストの方につきましては、算出するのが難しいため、評価に盛り込み込むのは難しい状況でございます。

○稲生専門委員 これは、逆に、機構さんの方にお聞きした方がいいのかもしれないわけですか。これは算定できるものなのでしょうか。

○中谷グループリーダー それまで中国支部で2名の職員がいたわけですが、中国支部を廃止したことによって削減できるコストが、人件費と、それから、事務所の借料が主なものでございますが、支部を廃止したからといって、支部が行ってきたこれまでの業務がそのまま削減できるわけではなくて、試験の実施に関する部分につきましては、市場化テストでここに記載してあり、コスト削減はできましたが、それ以外に、各地域における広報の活動とか、それから、受験者からの問合せ対応とか、そういった業務につきましては、本部の方で業務を引き継ぐということで、本部の方も体制を強化したということで、なかなか算定が難しいところではありますけれども、事務所経費などの支部廃止によるコスト削減額は、大体つかみの数字で恐縮でございますけれども、200万ぐらいは削減できたのかなというふうに考えております。

○稲生専門委員 わかりました。

なかなか書くのが難しいというか、想定の数値であるのであれば、この評価の方に書くのは適切ではないかもしれませんので。わかりました。いずれにしても、ある程度の数字の見込がされた上で、この経費の削減がされているということですね。

○公共サービス改革推進室 はい、そのとおりでございます。

○稲生専門委員 こういうのは、金額で書きにくいところであるにもかかわらず、こう言い切ってしまうのは、これは大丈夫なんですよ。逆に、書けるのであれば、およそ200万円の削減効果があると書いた方がいいのかなと思っているのですけれども、ここら辺はどうなのでしょう。

○公共サービス改革推進室 記載内容は再度、検討させていただき、ご報告させていただきます。

○樫谷主査 一応検証をしておかないとですね。金額を書くか書かないかも含めて、検証をしておいた上で、減ったというのであれば、多分減っていると思うのですけれどもね。全くの感想で書いてしまうと、後で突っ込まれても困りますので。

○公共サービス改革推進室 今の件に関しまして、1点だけよろしいですか。

基本方針の別表には、地方支部の廃止というところまでうたわれておりますので、基本姿勢としては、その方向で書いているということです。ただ、その金額面についてどこまでというところは、今ちょっとお話もありましたので、もし、金額のところまでもということであれば、そこは機構さんの方ともちょっと御相談させていただきつつということで進めさせていただければと思います。

○稲生専門委員 わかりました。

○樫谷主査 一応これは検証したのを書いていただけたらと思いますので。

これは問題だというわけではなくて、事実の確認ですが、契約額が 12,524,400 円で、機構がお作りいただいた 5 ページの I C S コンベンションデザインという表 4 がありますね。これを単純に足すと、12,785,850 ということですから、26 万ぐらい、この事業者がこれをそのまま信用するとしたら、若干ロスが出たということですかね。というふうに理解していいわけですね。

○中谷グループリーダー この 26 万円につきましては、当初は、「広島試験地」につきましては、ここに記載してあるとおり、12,524,400 円で契約を締結したわけですが、前回、22 年の秋試験のときに、応募者数や交通の便を考慮し、広島にございます海上自衛隊の幹部候補生学校を新たに試験会場として追加することとし、当該費用を I C S に支払ったということです。

○樫谷主査 それが、この 12,524,400 円には入ってないということなんですね。

○中谷グループリーダー 12,524,400 円には入っておりません。

○樫谷主査 ただ、こっちの方の実施経費の方には入っているということですね。

○中谷グループリーダー さようでございます。

○樫谷主査 決して損をしたということにはならないということですね。

○中谷グループリーダー ということではございません。

○樫谷主査 民間事業者の話なので、直接は関係ないのですけれども、これは念のための確認だということですね。

よろしいですか。

○渡邊副主査 はい。

○樫谷主査 事務局から、何かありますか。

○公共サービス改革推進室 先ほどの御指摘の点につきましては、検討をして、記載させていただきます。

○樫谷主査 それでは、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえ、本評価（案）について、情報処理推進機構とさらに協議を行っていただきまして、その結果を当小委員会まで御報告いただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 よろしくお願ひします。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しましては、今後、私の方で調整を進めさせていただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

○高橋次長 ありがとうございました。

(独立行政法人情報処理推進機構退室、独立行政法人国際交流基金入室)

○樫谷主査 それでは、続きまして、「日本語国際センターの施設管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人国際交流基金日本語教育支援部吉田次長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等につきまして、10分程度で御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○吉田次長 それでは、11月5日の小委員会で御指摘のありました、まず前回の御指摘事項でございますが、研修終了時に実施するアンケートにつきまして、設問項目と業務内容との対応関係を明確にするなど、適切な設問内容を設定すべきではないかという御指摘がございました。

それにしがいまして、私どもとしましては、今日のお手元の資料の後ろの研修終了時のアンケートでございますが、58ページに研修終了時のアンケートということで、ここに付けさせていただいております。まず、施設のサービスにつきまして、当初、受付、設備、警備という形で設定はしていただいておりますけれども、もう少しわかりやすく、例えば受付の業務につきましては、受付では何をやっている業務かということも含めまして、「センターの受付（平日昼間はフロント、休日・夜間は管理室）」という場所も示した上で、「では、皆さんの入館手続きや郵便物・電話の取次ぎ、自転車やテープレコーダー等の貸し出し、スポーツクラブチケットの配付、問い合わせ対応などの総合受付業務を行っています。この受付のスタッフの対応はいかがでしたか。」という形にして、明確にそのサービスの対象がわかるように設定させていただいております。

同様に、設備管理業務につきましても、もう少し明確にわかるように、「センターの」という言葉を付けさせていただいております。

それから、保安警備業務につきましても、ここももう少し詳しく、「センターでは管理室に警備員が常駐し、また定期的に警備員がセンター内を巡回してセンター内の安全を維持していますが、この保安警備業務に不備はありませんでしたか。」という形に追記させていただいております。

それから、清掃業務につきましても、「センター全体の施設の清掃状況」という形で、同様な形にしております。

それから、清掃業務、それから、植栽管理業務といったものも、一応念のために、「業務」という言葉と「管理業務」という言葉を使うことによって明確化させていただいております。

それから、車両運行业務でございますが、これも、どこで使ったかということがわかりますように、「皆さんのセンター来館時は、成田空港からさいたま新都心までは路線バスを、さいたま新都心からセンターまではセンターのバスを使用しています。」とした上で、「このうちセンターバスは快適でしたか。」という形でアンケートをまとめさせていただいております。

これが、先日の小委員会で御指摘いただいた事項に関しまして、私どもが修正した内容でございます。

それから、パブリックコメントで出された意見でございますが、アンケートの次のページでございます、59ページの次のところに、資料B-3という形で、パブリックコメントの御意見の概要と、それに関する我々の考え方を示してございます。

まず、入札参加資格に関する部分でございますが、まず、保守管理につきまして、当該機器のメーカーを起用することが効率的であるので、当該メーカーの重複参加を認めるか、あるいは当該業務の対象から削除すべきではないかという御指摘がありましたけれども、私どもは、特別な科学技

術の研究所とか、特別な機器を設定しているようなセンターではございません。通常の機器でございますので、通常の有資格者の方であれば、設備管理は行えるものと判断しているという部分と、その当該メーカーが、企業連合体を組んでやったとしても、そのメーカーが逆に、1社で応札することができるようにした場合、当然、それは重複ということになりまして、そこは公平性という観点からいかなものかなということがありましたので、それについては、重複参加を認める必要性はないのではないかと考えております。

ただし、そのこの特定業務のメーカーを実際に落札された折には、そこを再委託先として選ぶということであれば、そういう委託を妨げるものではないということにさせていただければと思っております。

それから、次の「入札に参加する者の募集に関する事項」の部分でございますが、落札が確定してない事案のために、人員を雇用しておくことがコストアップにつながるのではないかとというような御指摘がありました。応札時に、資格証明書添付等は不要ではないかとというような御指摘だったのですけれども、これに関しましては、私どもでも若干配慮いたしまして、資格証明書以外の方法でも、応札者が有資格者を適切に配置するような体制が確保できるということを十分に企画書等で御説明いただければ、応札資格としては、問題ないようにするべきではないかとということで、そういうことで反映させております。ただし、その資格証明書も、実際には、落札後2週間以内を限度といたしまして、実施要項に追加することとさせていただきました。

これにつきましては、今回、実施要項に盛り込むような形にいたしまして、実施要項（案）の8ページでございます。8ページの赤字で書かれた部分でございますが、これが、前回から変わって、追加した部分でございます。「原則として、必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。」ということですが、その後で、「企画書の提出期限までに有資格者を特定できない場合は、応札者が有資格者を十分に擁していて契約開始時に支障なく必要な人材を配置できる体制を確立していることを企画書で具体的に説明」してほしいということと、「落札後は入札実施日の翌日から起算して14日以内に必要とされる資格を証明する書類の写しをセンターに提出すること。」ということで、この部分に関しましては、パブリックコメントの御意見を生かしまして、こういうふうに追記させていただきました。

それから、御意見の方に戻りますけれども、その次に、「入札に参加する者の募集に関する事項」の再委託に関する事項でございますが、「落札が確定してない事案で再委託先を確定することで最も効果的な見積金額を得られなくなる」のではないかと御指摘がありました。

これに関しましては、今回の契約は、言ってみれば準委任契約、請負ではなくて、我々は高い信頼性をもってその業者さんに業務を委託するというところでございますので、本来であれば、自社で実施体制が確保されていることが望ましいこともありますので、その実施体制を確保することから、この情報はいただきたいというふうに考えております。

なお書きもさせていただきましたけれども、再委託は、本当に我々としても例外的な措置と考えておりますので、「正当な理由であると認められる場合は、契約締結後に再委託先を変更することは可能」ということは、一応御意見として、こちらの方で書かせていただきました。

それから、次の保安警備業務に関しましては、英語が必要かというお問い合わせでございますが、受付の者が常駐しておりますので、その者が英語ができるということで、保安警備業務では必要としないこととさせていただきます。

それから、次の様式 10 の「入札参加事業者等確認書」6 番の「親会社等の役員等」、それから、その次の 7 番「提出書類関係」ですけれども、こういった御指摘に関しましては、私どもの内部でどうこうということではなくて、ここに書いてございますとおり、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、これに基づきまして、法の趣旨を遵守するためには、これは稟議取得に時間がかかるとか、あるいは、こういった登記の証明書は労力がかかるのではないかということではございますが、これはやっぱりマストということで、法に照らした上で、これは御提出いただきたいと考えておりますので、こういう考え方で記載させていただきました。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御意見・御質問はございますか。

ちょっと私の方から確認ですが、資料 B-3 の御意見に対する考え方の 3 番目ですが、例外的だと。これはそうだと思うのですね。「また正当な理由であると認められる場合は」と書いてありますが、想定としましては、例えばどんな場合が正当なのでしょうか。「正当な理由である」というのは、一旦書いた後で変更。合理的な理由であれば、多分そうだと思うのですが、「正当な理由であると認められる場合は」と書いてあるのですが、この「正当な理由」はどの程度の。

○吉田次長 難しい御質問ですけれども、確かに「正当な理由」はどこまでというのは、そのときのケース・バイ・ケースだと思います。最も「正当な」と考えられるのは、委託先が、最近よくあります合併とか、会社が実際に法的な名前を変えたりとかいうことで、実質上はその会社なんだけれども、ほかの会社と一緒にすることによって法人が変わってしまったとかといった場合は、当然それは正当な理由になるのではないかと考えておりますので、ここはできるだけ厳密に考えて、再委託先はころころ変えてしまったりとかいうことがないように、これはウォッチしておきたいなというふうには思っております。

○樫谷主査 その再委託先が、再委託を受けられないような事情ができたような場合は変えざるを得ないですけれども、そういう場合とか、合併とか、特殊な場合と、こういうふうに理解していいわけですね。

○吉田次長 その経営状況もいろいろありますので、その会社がどうしても会社整理とか、破産、そういった可能性もありますので、そういった面も含めて、そういった場合にはやむを得ないということはあると思います。

○樫谷主査 この受託者の都合でどんどん変えることはできないということですね。それはそうですね。わかりました。

よろしいですか。

○渡邊副主査 はい。

○稲生専門委員 はい。

○樫谷主査 事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会の審議をおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○渡邊副主査 はい。

○稲生専門委員 よろしく申し上げます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付させていただきます。

また、国際交流基金におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了し、なお、次回開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。